

民間建築物の耐震化について

1 耐震化の現状

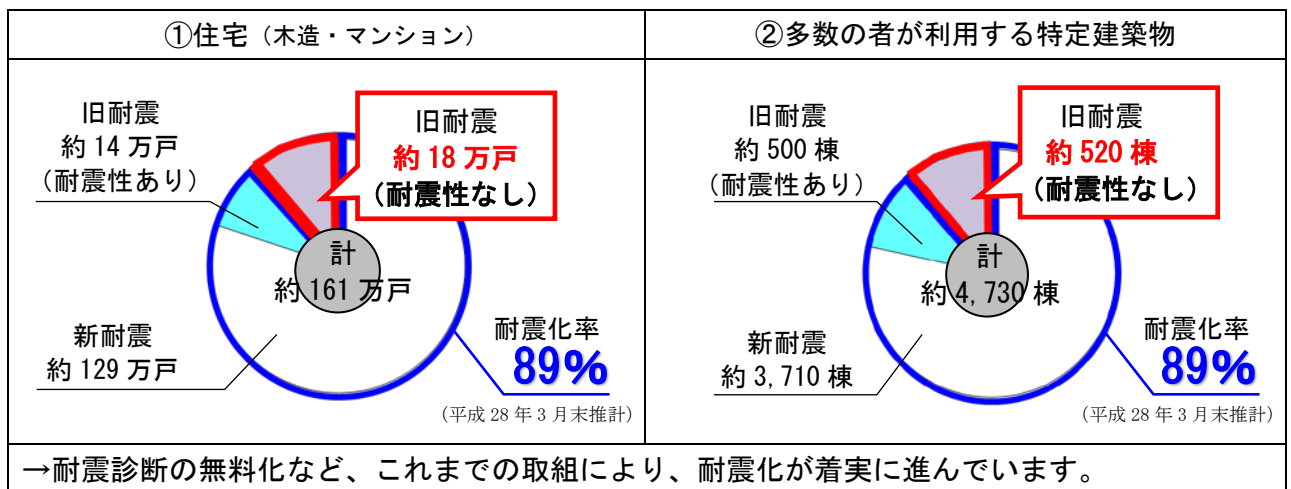
(1) 市内の「住宅」の合計：約 161 万戸

- ・新耐震約 129 万戸＋旧耐震（耐震性あり）約 14 万戸＝約 143 万戸 耐震化率 **89%**（平成 28 年 3 月末推計）
- ・旧耐震（耐震性なし）**約 18 万戸**の耐震化が必要です。

(2) 市内の「多数の者が利用する特定建築物」の合計：約 4,730 棟

（※特定建築物：病院やホテルなど不特定多数の者が利用する建築物で、3階建 1,000 m²以上など）

- ・新耐震約 3,710 棟＋旧耐震（耐震性あり）約 500 棟＝約 4,210 棟 耐震化率 **89%**（平成 28 年 3 月末推計）
- ・旧耐震（耐震性なし）**約 520 棟**の耐震化が必要です。



2 横浜市耐震改修促進計画（第 2 期：平成 28 年度～平成 32 年度）

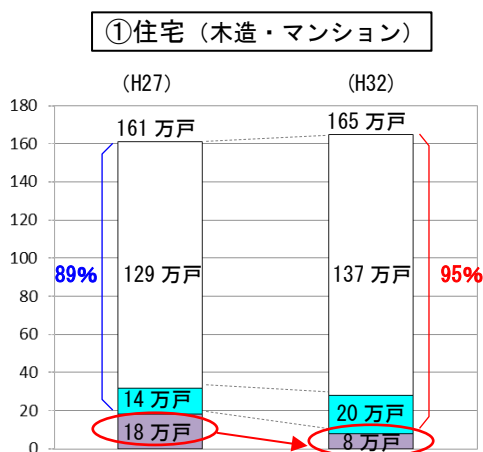
(1) 耐震化率の目標を **95%** とし、耐震化に向けた今後の取組を策定。

(2) ・旧耐震基準の大規模特定建築物等[※]に、耐震診断の実施と結果報告を義務付け。【期限：平成 27. 12. 31】

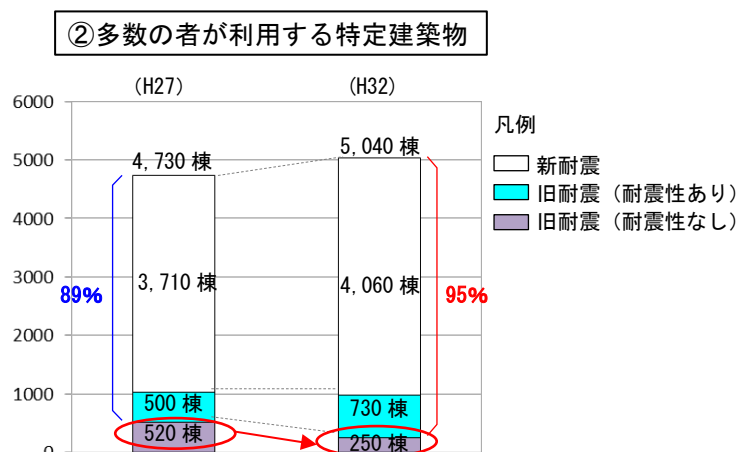
（※：多数の者が利用する特定建築物のうち 3 階建 5,000 m²以上などの建築物で、耐震改修促進法に基づき義務付け）

・旧耐震基準の重要道路沿道の建築物に、耐震診断の実施と結果報告を義務付け。【期限：平成 28. 12. 31】

3 目標達成に必要な耐震化数



旧耐震（耐震性なし）を 10 万戸減
（改修 6 万戸、建替・除却 4 万戸）



旧耐震（耐震性なし）を 270 棟減
（改修 230 棟、建替・除却 40 棟）

4 耐震化に向けた取組

(1) 現在実施している施策

①耐震化のための補助制度

木造住宅・分譲マンション・特定建築物について、耐震診断や耐震改修に係る補助制度を設け、耐震化の促進を図っています。

	木造住宅	分譲マンション・特定建築物
補助項目	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断(無料) ・改修工事(一部補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断(一部補助) ・改修設計(") ・工事監理(") ・改修工事(")

②減災対策のための補助制度

阪神・淡路大震災や熊本地震において、木造住宅やマンションが大きな被害を受けたことを踏まえ、人命を守るための減災対策の推進に取り組んでいます。

ア. 防災ベッド・耐震シェルターの補助制度の活用、設置促進



防災ベッド



耐震シェルター

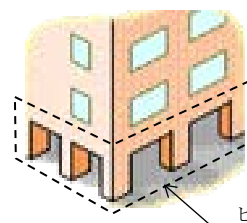
【特徴】

- ・改修工事に比べ、設置費用や時間的負担が少ない
- ・居住者の命を守る有効な施策

イ. 地震に対して局部的に弱い部分（ピロティ）の改修促進



ピロティ崩壊の様子（熊本地震）



【特徴】

- ・崩壊しやすいピロティ部分を集中的に改修することで耐震性を向上し、人的・建物被害の減少を図る。

ピロティ部分

③普及啓発等の推進

- ・耐震診断の結果、耐震性が無いと判定された建築物の所有者等に対し、無料で専門家（訪問相談員）を派遣。
- ・広報よこはまや防災イベントでの補助制度啓発、市民セミナーでの相談窓口設置。
- ・耐震診断や耐震改修等に関するパンフレットの作成。

(2) 新たな耐震化促進策の検討

①建替・除却の促進策

平成 28 年度の建築局未来プロジェクトにて検討を進めています。（同規模建替えが可能になる規制緩和策、除却に対する国費補助の導入など）

用途	耐震化率95%達成に必要な目標量
住宅	旧耐震(耐震性なし)を10万戸減 (改修6万戸、建替・除却4万戸)
特定建築物	旧耐震(耐震性なし)を270棟減 (改修230棟、建替・除却40棟)

5 耐震診断の義務付けについて【大規模特定建築物等】

多数の者が利用する特定建築物（約1,020棟）のうち、災害時の医療提供や帰宅困難者の収容等を行う病院や学校等で大規模な建築物（3階建て5,000㎡など）や、危険物の貯蔵所等で大規模なものは、耐震改修促進法に基づき耐震診断の実施と報告が義務付けられました。

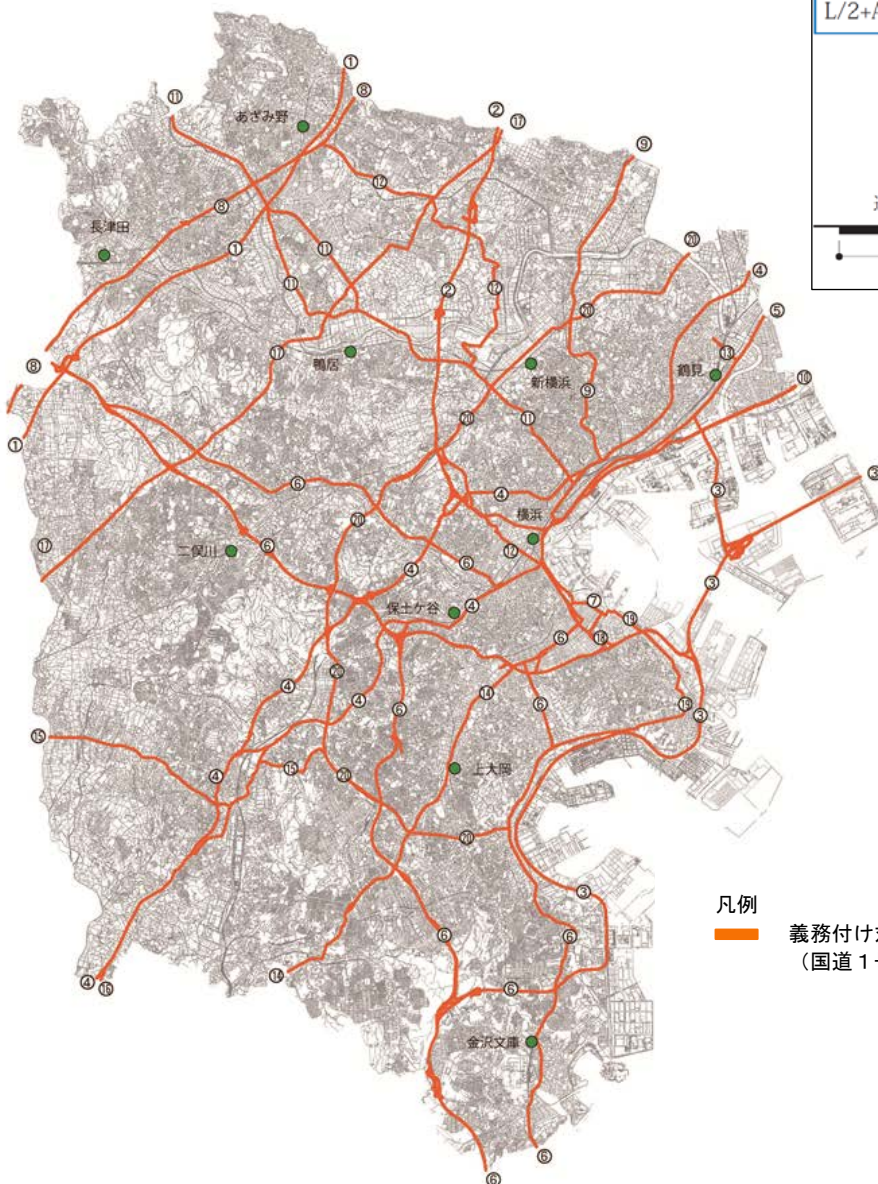
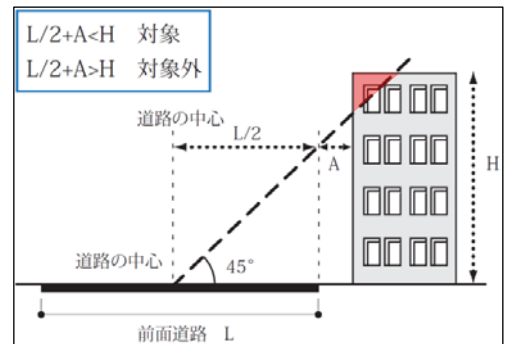
- ・ 義務対象：約80棟
- ・ 報告期限：平成27年12月31日

6 耐震診断の義務付けについて【重要道路の沿道建築物】

地震による建築物の倒壊により、防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため、政令市で初めて耐震改修促進計画において対象道路を指定し、その沿道にある一定高さ以上の建築物について、耐震診断の実施と報告を義務付けました。

- ・ 義務対象：約600棟（指定した道路沿道で一定以上の高さのもので、建物用途は不問。）
- ・ 報告期限：平成28年12月31日

診断義務対象か否かを判定する方法例



凡例

- 義務付け対象道路
(国道1号、16号、246号など)

7 耐震化に向けた取組 **【大規模特定建築物等・重要道路沿道建築物】**

(1) 現在実施している施策

①耐震化のための補助制度

- 耐震診断や耐震改修に係る補助制度を拡充しているほか、国からの直接補助を活用し、耐震化の促進を図っています。

	木造住宅	分譲マンション・特定建築物
補助項目	・耐震診断(無料) ・改修工事(一部補助)	・耐震診断(一部補助) ・改修設計(") ・工事監理(") ・改修工事(")

- 建物所有者等に対する耐震診断の支援のために、専門家によるサポート制度を創設し、活用しています。また、職員が直接訪問して診断の実施を促すなど、診断義務付け対象建築物の耐震化に向けた支援を積極的に行っています。
- 大規模特定建築物等の耐震設計や改修工事の相談に対応するため、建物所有者に対して職員による個別ヒアリングを実施するなど、支援を行っています。

②減災対策のための補助制度

阪神・淡路大震災や熊本地震において、木造住宅やマンションが大きな被害を受けたことを踏まえ、人命を守るための減災対策推進に取り組んでいます。

- 防災ベッド・耐震シェルターの補助制度の活用、設置促進
- 地震に対して局部的に弱い部分（ピロティ）の改修促進

③普及啓発等の推進

- 建物所有者等に対して個別に文書の通知を行い、耐震診断の実施を促進する働きかけを行っています。
- 耐震診断の結果、耐震性が無いと判定された建築物の所有者等に対し、無料で専門家（訪問相談員）を派遣。
- 広報よこはまや防災イベントでの補助制度啓発、市民セミナーでの相談窓口設置。
- 耐震診断や耐震改修等に関するパンフレットの作成。

(2) 新たな耐震化促進策の検討

①建替・除却の促進策

平成 28 年度の建築局未来プロジェクトにて検討を進めています。（同規模建替えが可能になる規制緩和策、除却に対する国費補助の導入など）

②重要道路沿道建築物の耐震化促進策

- 耐震診断の結果を踏まえ、建物が倒壊した場合の道路閉塞率を試算。地震時発生時に緊急車両の通行を特に確保すべき道路について、集中的な耐震化促進が図れるような手続きを検討しています。
- また、診断後の耐震性が無い建築物の所有者等に対し、改修設計から工事実施までを一貫して支援するトータルサポート制度についても検討しています。

避難者対策について

1 地域防災拠点の運営体制

地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しており、災害発生時には、地域住民を中心として、行政、学校等により地域防災拠点を運営します。

(1) 主な役割

- ・ 地域住民 地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、物資の配布、相互扶助など
- ・ 行政 地域防災拠点の開設・運営支援、物資の確保、情報の受伝達など
- ・ 学校等 児童生徒の安全確保、学校施設の管理、地域防災拠点の開設・運営支援など

(2) 開設、閉鎖・統合

市内1か所以上で震度5強以上の地震が発生したときに全ての拠点を開設します。また、災害の状況に応じた各段階において、区災害対策本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点運営委員長との協議を行った上で、閉鎖・統合等について決定します。

2 地域防災拠点における訓練、啓発

災害発生時に計画に即した行動がとれるように、各拠点では地域防災拠点運営委員会が主体となり、実効性の高い訓練ができるよう企画・実施しています。

(1) 27年度訓練実施状況

訓練実施拠点数	454 拠点 / 全 458 拠点
訓練実施回数、参加者数	510 回、135,030 人
主な訓練内容 ※自治会町内会で行われる防災訓練（消火器取扱いなど）とは異なり、避難所運営を主眼とした訓練を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の受け入れ（受付設置、避難者カード） ○情報受伝達（デジタル移動無線など） ○避難生活訓練（組立トイレ設置、緊急給水栓、避難生活体験など） ○避難生活場所（区割り）（スペース区割り、男女ニーズなど） ○図上訓練（避難所運営ゲーム（HUG）、DIG（Disaster Imagination Game）訓練）

(2) 行政が行う支援、啓発

地域防災拠点の役割が有効に機能するように、「開設・運営マニュアル」、「地域防災拠点訓練マニュアル」、「地域防災拠点開設・運営マニュアルDVD」などを作成・配布するとともに、地域特性に応じた訓練支援や拠点の役割について啓発を行っています。



地域防災拠点開設・運営マニュアル DVD

3 食料備蓄計画及び供給方法等

(1) 食料備蓄計画

発災後 3 日間は、家庭内備蓄と公的備蓄等を合わせて対応する計画としており、各家庭等に対して、最低 1 人 3 日分の備蓄を呼びかけています。

公的備蓄は、食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めています。

(2) 供給方法

協定に基づき、(一社)神奈川県トラック協会等の物流業者が物資輸送を行います。

- 発災直後から概ね 3 日間の対応（プッシュ型供給）

発災直後は、被災者のニーズ把握が困難なため、方面別備蓄庫にある公的備蓄物資などを、要請を待つことなく地域防災拠点へ供給します。搬送する物資は、発災後に必要となる主に「水、食料、毛布」です。

- 発災後 4 日目以降の対応（プル型供給）

被災者ニーズを把握し、地域防災拠点から要請を受けた必要物資を供給します。



物資配付訓練の様子

4 熊本地震を踏まえた現時点での本市の課題と取組の方向性

熊本地震の被災地では、住民等の震災に備える意識等が十分ではなかったと報道等で指摘されています。

本市では、これまで地域防災拠点等の整備や訓練、研修など様々な形で震災対策を進めてきました。しかし、昨年度実施した危機管理アンケートでは、市民の自助・共助に対する意識が低いことが浮き彫りになるなどの不安材料もあり、今後は、市民が避難者にならないための対策、自助・共助の取組支援をさらに進めます。

(1) 防災・減災推進研修

減災パンフレット「わが家の地震対策」等を活用し、建物の耐震化や家具の転倒防止、3日分の備蓄品の準備など、市民が避難者にならないための対策を推進します。また、町の防災組織の活動事例を紹介するなど、地域の自助・共助の取組の支援を進めます。

(2) 市民防災センターの活用

体験型プログラムや防災・減災推進研修の受講者を対象とした防災リーダーの育成、一般市民を対象とした研修・学習プログラムの実施など、28年4月にリニューアルオープンした市民防災センターを、自助・共助の中核施設として活用していきます。

災害発生時における要援護者の避難対策について

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）の方が暮しています。防災計画に基づき、地域防災拠点や特別避難場所等において要援護者の特性に応じた支援を実施してまいります。

1 要援護者のための避難場所の確保等

(1) 地域防災拠点における要援護者用スペースの確保等

地域防災拠点運営委員会は、男女別要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペース確保に努めます。具体的には、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、体育館とは別に、あらかじめ概ね3教室を確保するとともに、視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達を行います。

(2) 特別避難場所の指定等

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を特別避難場所として選定します。

特別避難場所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄しています。

特別避難場所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。

特別避難場所協力協定締結施設数（平成 27 年 7 月 31 日現在）

451 施設（公設 166 施設、民設 285 施設）

【参考】特別避難場所協定締結施設数（施設種別）平成 27 年 7 月末現在

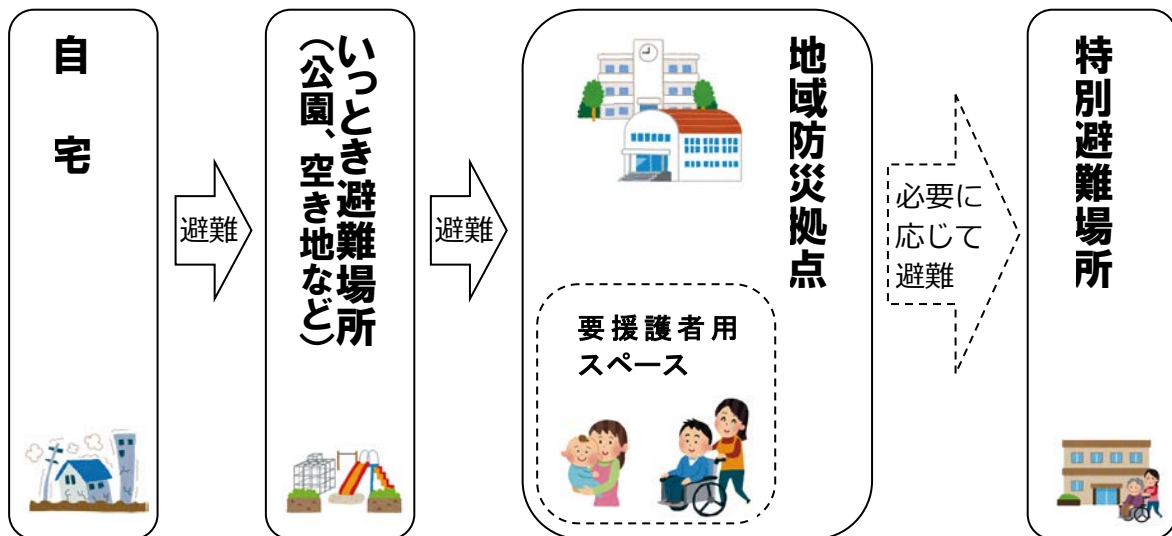
施設種別	協定締結施設数
高齢者施設	192
障害者施設	94
児童福祉施設	27
地域ケアプラザ	133
その他	5
合計	451

(3) 在宅要援護者への支援

区本部援護班は、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行います。

また、区本部医療調整班保健活動グループは、要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

2 発災時における在宅要援護者の避難体制



3 今後の課題

熊本地震の発生を受けて、区局課長級及び熊本派遣者による特別避難場所課題検討プロジェクトを立ち上げ、新聞報道等で指摘されている課題について検討を開始しました。

(1) 特別避難場所の周知のあり方（地域住民への周知に関すること）

発災時に一般の避難者が殺到し、特別避難場所としての機能が果たせなくなるような、平常時からの市民周知の充実が必要

(2) 要援護者のトリアージ実施体制（トリアージの実施・避難先の確保に関すること）

ア 要援護者のトリアージ実施体制の確保

イ 協定締結施設との連絡会の開催、開設訓練の実施等

迅速に要援護者が特別避難場所に入れるよう、開設から受入の決定までが円滑に行われるための平常時からの取組

(3) 要員（福祉人材）の確保策（避難所等における要員の確保に関すること）

広域的な緊急入所受入の仕組みづくりと福祉人材確保の仕組みづくり

ペットの災害対策

1 概要

近年、ペットは家族同然という意識が一般的になりつつあり、災害時にペットと同行避難することは動物愛護の観点だけでなく、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要です。

また、被災動物を放置した場合、野生化による住民への危害や繁殖による生態系への影響が懸念されるため、こうした事後対応の負担軽減のためにもペットとの同行避難は必要です。

そこで、本市では「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」を作成し、地域防災拠点や飼い主の対応について周知啓発に努めるとともに、ペット同行避難のための環境整備を進めています。

2 ガイドラインの概要

地域防災拠点には動物を苦手とする方やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない方がいることを踏まえ、各地域防災拠点の実情に応じた対応が必要です。

地域防災拠点	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同行避難に関する地域での話し合い ・ 校庭等での一時飼育場所の設定
	発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策本部への必要物資の供給要請 ・ 被災動物に関する区災害対策本部との情報共有 ・ 同行避難者の一時飼育場所への誘導
飼い主	平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ しつけ (まて、ふせ、ケージトレーニング等) ・ 飼い主の明示 (マイクロチップ装着等) ・ 健康管理 (ワクチン接種、ノミの駆除等) ・ 物資の備蓄 (フード、水、薬、ペットシート等) ・ 預け先の確保 (親戚や友人など、預け先の確保)
	発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時飼育場所での飼育 <p>「飼い主の会」を作るなどにより、飼い主同士が協力して飼育を行う。</p>

3 同行避難のための環境整備

(1) 動物救援本部

発災時には(公社)横浜市獣医師会や動物愛護団体で構成される「横浜市動物救援本部」が設置され、「動物救援センター」の設置運営など動物救援活動を行います。

(2) 動物救援センター

飼い主とはぐれたペットの保護収容、負傷動物の応急処置、飼い主への返還などを行います。動物救援センター用地として、市内5か所の土地所有者と覚書を取り交わしています。

(3) 動物救援病院

(公社)横浜市獣医師会との「災害時の動物救援活動に関する協定」により、会員の動物病院(市内約250か所)で負傷した犬や猫の一時保護、治療等の支援を行います。

(4) ケージの備蓄

平成27年度末時点で1,646個のケージを備蓄しており、このうち553個を被災動物の一時保護などのため、(公社)横浜市獣医師会会員の動物病院に配付しています。

4 同行避難のための啓発等の実施状況

本市では各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援、飼い主への啓発に努めるとともに、発災時にペットが迷子になっても速やかに飼い主に返還できるよう、マイクロチップの装着を推進しています。

取組内容	実施状況（平成 27 年度実績）
ペットの防災パネルの展示等	15 区＋動物愛護センター（常設）で実施
ペットの同行避難訓練	9 区で実施
イベント等での啓発	動物愛護フェスタ、はまりんフェスタ、横浜消防出初式
マイクロチップ装着費用助成事業	補助額（上限）1,500 円 / 補助件数 391 件

5 課題

- （1）地域防災拠点におけるペット同行避難への理解と準備の促進
- （2）平常時の備えやペット同行避難の際の飼育管理の実践に向けた飼い主への啓発
- （3）行政による同行避難への理解を進める啓発、及び関係団体との協働による同行避難のための実効性のある環境整備の促進